

第3期 横浜市

空家等 対策計画



2024(令和6)年3月
横浜市建築局

第3期 横浜市空家等対策計画

空家化の予防 の主な取組状況

第3期 横浜市空家等対策計画（空家化の予防）

これまでの取組実績と今後の予定

主な対象	施策	取組実績と今後の予定
居住中の 一戸建 628,100戸 (R5年住宅・ 土地統計調査)	1 持ち家をもつ高齢者世帯とその子世代に向けたプロモーション	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家にしない「わが家」の終活ノートの地域ケアプラザ等での配架・配布（R6.8～）【P3】 ・「住まいの終活」を啓発するサイトの作成・公開（R7.1～）【P4】 ・広報よこはま区版での空家化の予防等の啓発（R7：3区で実施）【P5】 ・子世代に興味を持ってもらえるコンテンツづくりと媒体での発信【P6（非公表）】
	2 ワンストップで継続的な支援ができる相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・空家の総合案内窓口の運営（相談実績 R6：167件、R7.11末時点：132件）【P7】 ・空家の総合案内窓口と専門家団体の相談窓口の連携強化【P8、9】 ・民間事業者等との連携によるワンストップ・伴走支援型空家の相談窓口の設置の状況【P10、11】 ・空家等の相談体制の強化方針策定（R6）、方針を踏まえた強化実施（R7～）【P8～11、15、16】
	3 福祉部局や地域ケアプラザ等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケアプラザ等での住まいと空家に関する出張講座の開催（R7：7か所）【P12】 ・「高齢者福祉保健事業のあんない」に空家の総合案内窓口の情報掲載（R6.4～）【P13】 ・「ハートページ」への住まいの終活等に関する情報掲載（R6.5～）【P14】
	4 地域ごとの課題や特性を踏まえた予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ・空家無料相談会等の開催（R7：市役所、南区、民間施設、栄区（区独自））【P15、16】 ・区役所と地元企業が空家対策に係る連携協定を締結（R5：旭区、神奈川区、R6：南区）【P17】 ・データ分析による地域の特性や課題を踏まえた空家対策の検討（R6：方法検討、R7：分析と対策の検討）【P18、19（非公表）】

空き家にしない「わが家」の終活ノートの配架・配布



▲神奈川県居住支援協議会発行
空き家にしない「わが家」の終活ノート

7年度実績

- 令和7年2月改訂版の増刷（2,000部）
- 公共施設での配架
 - ・区役所
 - ・地域ケアプラザ（神奈川県より）
 - ・老人福祉センター
 - ・高齢者施設・住まいの相談センター
- 啓発イベントでの配布
 - ・空家無料相談会
 - ・空家・住まいの終活無料相談会
 - ・住まいと空家に関する出張講座
 - ・図書館や地域ケアプラザ独自の啓発講座

1 持ち家を持つ高齢者世帯とその子世代に向けたプロモーション

『住まいの終活』を啓発するサイトの作成・公開

市のホームページ内に住まいの終活のメリットや住まいの終活として取り組むべき行動等を掲載した住まいの終活サイトを作成し、令和7年1月から公開開始

【アクセス数】

R6年度（1月～3月末）：393件

R7年度（4月～11月末）：1539件

市ホームページ掲載内容

住まいの終活

「住まいの終活」始めませんか？

今お住まいの家が将来、誰が所有しているか分からずに放置され、周囲に迷惑をかけるような状態になってしまい、残されたご家族の負担になるのは悲しいことです。

もしものことが起きた時、残されたご家族にご自身のお住まいについての思いを伝えることができます。あらかじめ複雑な話にならないように、生前に確認・整理したり、決めることはとても大切です。

今、思い立った時に、「住まいの終活」を考えてみませんか。



住まいの終活のメリット

1：安心感の向上

住まいの終活を行うことで、将来の住まいに関する不安を解消できます。例えば、老朽化した家の修繕や住み替えを計画することで、安心して暮らせる環境を整えることができます。住み替えやリフォームを通じて、バリアフリー化や省エネ対策を行うことで、より快適で安全な生活環境を実現できます。

2：家族の負担軽減

自分が元気なうちに住まいの整理や処分を行うことで、将来家族にかかる負担を減らすことができます。生前にご自身が持ち家をご希望の住まいを明確にすることで、家族が将来的に空家の管理や処分に悩むことがなくなります。

出来ることから始めましょう

家族で話し合しましょう

将来、今お住まいの家をどうしたいか、あらかじめご家族で話し合みましょう。

1. 相続人の確認
相続人が誰なのか、相続人全員が把握するようにしましょう。
2. 住まいの管理
入院や施設入所することになった際、誰が住まいの管理をするのか決めておきましょう。
3. 住まいの相続
誰が相続し、居住や売却等の処分をするのか決めておきましょう。
4. 遺品や荷物
誰が家財道具や仏壇などの管理、処分をするのか決めておきましょう。
また、今のうちから家財の整理をして、不要なものは処分しましょう。

遺言書を作成したり、生前贈与の手続きをすることで、相続する前に意志を残し、伝えることが可能です。また、成年後見制度を活用することで、信頼できる方に判断のサポートを依頼することが可能です。



住まいについて確認しましょう

現在、お住まいの土地・建物はどなたが所有者でしょうか。登記事項証明書で確認してみましょう。
親や配偶者等から相続しても、登記上の所有者を変更していないと、次の相続が発生した際に多くの時間や費用がかかります。
建物・土地の登記をしっかりと確認し、登記を最新の状態にすることが残された方々の負担軽減に繋がります。
※令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。不動産を相続したら早めに登記の申請をしましょう。
※不動産の売買には隣地との境界の確定が必要な場合があります。

不動産（土地・建物）にはいろいろな権利がつけられていることがあります。
主なものとしては、

1 持ち家を持つ高齢者世帯とその子世代に向けたプロモーション

広報よこはま区版での空家化の予防等の啓発

空家化の予防や空家の適切な管理等を啓発する情報を広報よこはま区版に掲載（3区）

掲載内容

あなたの家、空家対策していますか？

空家を放置していると近隣に迷惑がかかるだけでなく、劣化が進み、自身や家族にも手に負えなくなる可能性があります。そうならないために空家は放置せず、普段から適切な管理を心掛けましょう。

空家を放置していると…

- 屋根の瓦が割れている、落下しかけている
- アンテナが倒れている
- 窓ガラスが割れている（侵入できる部分も）
- 雨戸が外れかけている
- 庭木が繁茂し道路・隣地に越境している
- ブロック塀にヒビが入っている
- ごみが散乱している
- ポストがあふれている

空家管理の基本ポイント

- 定期的な換気・通水
- 郵便物の定期的な回収・整理
- 庭木や雑草の手入れ
- 屋根・外壁等の劣化確認と早めの補修
- トラブル防止のため、近隣への挨拶と連絡先の共有

近隣の苦情や損害賠償請求をされることも
行政からの勧告を受けた場合、固定資産税等が高くなることも
 ※空家対策の推進に関する特別措置法
相続登記をしないと10万円以下の過料を科されることも
 (2024年4月1日から義務化)
相続登記 義務化 横浜 区役所

空家の管理を依頼したい

「わが家」の終活ノート
 「もしも」に備えて、住まいへの思いや家族に伝えておきたいことを記録するノート
 区役所(6階64番)で配布中

空家等管理代行事業者を掲載
 庭木の剪定や外観調査等、状況に応じた管理代行事業者リストを掲載 一覧は
 神奈川県県民生活支援協議会 こちら
 664-6901 664-9359 671-4539 681-2434

相談先に困ったら…

空家の総合案内窓口「住まいのイン」
 お悩みに応じた適切な「専門家相談窓口」を紹介
 横浜市住宅供給公社
 ☎451-7762 ☎451-7770
 (平日:10時~16時) 詳細はこちら

各種専門家団体の紹介
 空家の売買や維持管理等の相談先を掲載
 建築局住宅政策課
 ☎671-4121 ☎641-2756 一覧はこちら

区役所の専門相談(要予約)
 弁護士・司法書士等による相続や登記に関する相談を実施
 ※空家専門の相談ではありません。 詳細はこちら
 広報相談係 ☎341-1112 ☎341-1241

南区独自の連携協定を締結!
 南区西部方面で空家の活用方法や処分等にお困りの人は、具体的な対応やサポートについて相談することができます。
 ㈱有限会社マックホーム(連携協定締結業者) ☎730-0912 ☎730-0913

空家無料相談会を開催します! 専門分野の異なる3人の専門家が同時に対応します。
 ※参加者には「わが家」の終活ノートを差し上げます。

日時 1月17日(土)13時~17時 会場 区役所1階
 対象 市内にある持家の相続や空家の管理・処分で悩んでいる人、8組(先着順)※1組50分間
 申込み 12月11日から申込みフォームまたは電話で建築局住宅政策課へ
 ☎671-4121 ☎641-2756 申込みはこちら

▲南区版 (12月号)

今こそ話そう。家族で考える、住まいの未来図

大切な我が家の行く末を考えたことはありますか？あなたに「もしも」があったとき、思い出の詰まった我が家を空家にならないために。今のうちから、自分の家のことを家族で話し合ってみませんか。

まずは家についての考えを整理したい
 空き家にならない「わが家」の終活ノート
 所有している不動産の情報や今後どうしたいかを整理できます(ウェブからダウンロード)。
 詳細はこちら

家以外の大切なこともいろいろ話し合いたい
 鶴見区版エンディングノート「わになるノート」
 もしものときに備えて、自分の情報や伝えたい思いを書き留めることができます。
 配：区役所高齢者支援担当(3階1番) 各地域ケアプラザ 鶴見区社会福祉協議会 など
 ウェブで条件も入力するだけ 無料 詳細はこちら

家の解体などにかかる費用を知りたい
 横浜市版すまいの終活ナビ「解体費用」と解体後の「土地の売却価格」の概算額を簡単に把握できます。
 無料で入力するだけ 詳細はこちら

(作成：神奈川県県民生活支援協議会)
 区役所まちづくり調整担当 ☎510-1677 ☎504-7102

▲鶴見区版 (12月号)

空家の相続と相談窓口

相続した建物が空家のまま放置されると、老朽化によって資産価値が低下するだけでなく、台風などで空家が壊れて近隣の財産や生命に被害を与えてしまうこともあります。年末年始など親族が集まる機会に、所有している建物を親族間で確認し、相続後の活用方法や管理方法を話し合ってみましょう。話し合いの際には、「空き家にならない「わが家」の終活ノート」をぜひご活用ください。

空家の総合案内窓口(相談無料)
 空家の所有者やその親族などからの一般的な相談を受け付けています。
 問合せ 横浜市住宅供給公社
 ☎451-7762 10時~16時(12時~13時、土・日・祝日を除く)
 所在地 神奈川区栄町8-1 ヨコハマポートサイドビル6階 住まいのイン

空き家にならない「わが家」の終活ノート
 空家予防を目的に「住まい」に重点を置いて作成されたエンディングノートです。
 作成 神奈川県県民生活支援協議会
 ☎664-6901 ☎664-9359
 区役所6階63番窓口でも配布しています

区役所まちづくり調整担当 ☎224-8128 ☎224-8214

◀中区版 (12月号)

2 ワンストップで継続的な支援ができる相談体制の強化

空家の総合案内窓口の運営

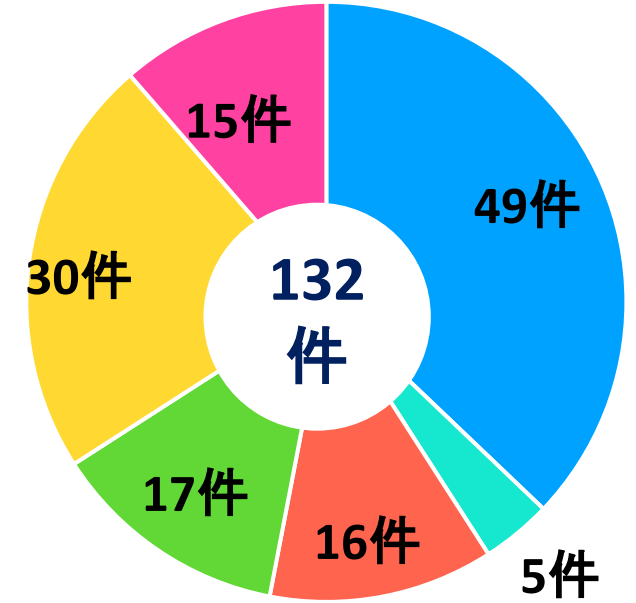
相談内容の内訳(令和7年11月末)

不動産	売買	26件	相続	相続登記	1件	管理	その他(管理全般)	6件	地域活用	空家マッチング(所有者側)	13件
	賃貸(貸す)	12件		後見人	1件		その他(不動産全般)	0件		空家マッチング(活動団体側・その他)	0件
	賃借(借りる)	4件		税金	0件		建替え	2件		その他(活用全般)	3件
	借地	0件		行政手続き	1件		リフォーム	12件		建物	5件
	境界	0件		家財整理	0件		解体	11件		火災	1件
	紛争	0件		解体	0件		建築基準法	2件		衛生害虫	0件
	所有者調査	1件		その他(相続全般)	3件		相続登記	0件		樹木繁茂	9件
	税金	1件	管理	樹木剪定	4件	耐震診断	0件	ごみ	0件		
	表題登記	0件		維持管理	5件	状況調査・評価	1件				
	解体	0件		賃貸(貸す)	0件	その他(建築全般)	2件				
	リフォーム	0件		家財整理・処分	1件	その他(相続全般)	0件				
	その他(不動産全般)	5件		衛生害虫	1件						

※相談内容が複数項目にわたる場合もあるため、項目毎に集計を行っています。

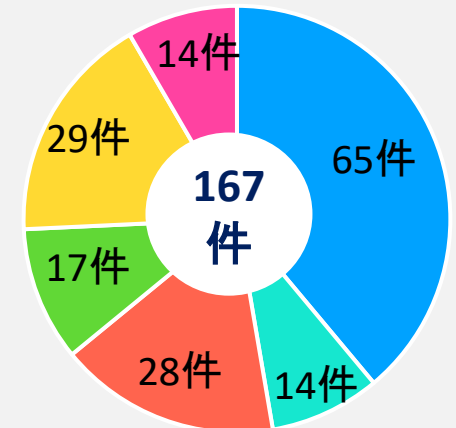
R6年度(相談件数135件→相談内容167件)
R5年度(相談件数160件→相談内容223件)

- 不動産
- 相続
- 地域活用
- 管理
- 建築
- 管理不全



【参考】相談内容の内訳(R6年度)

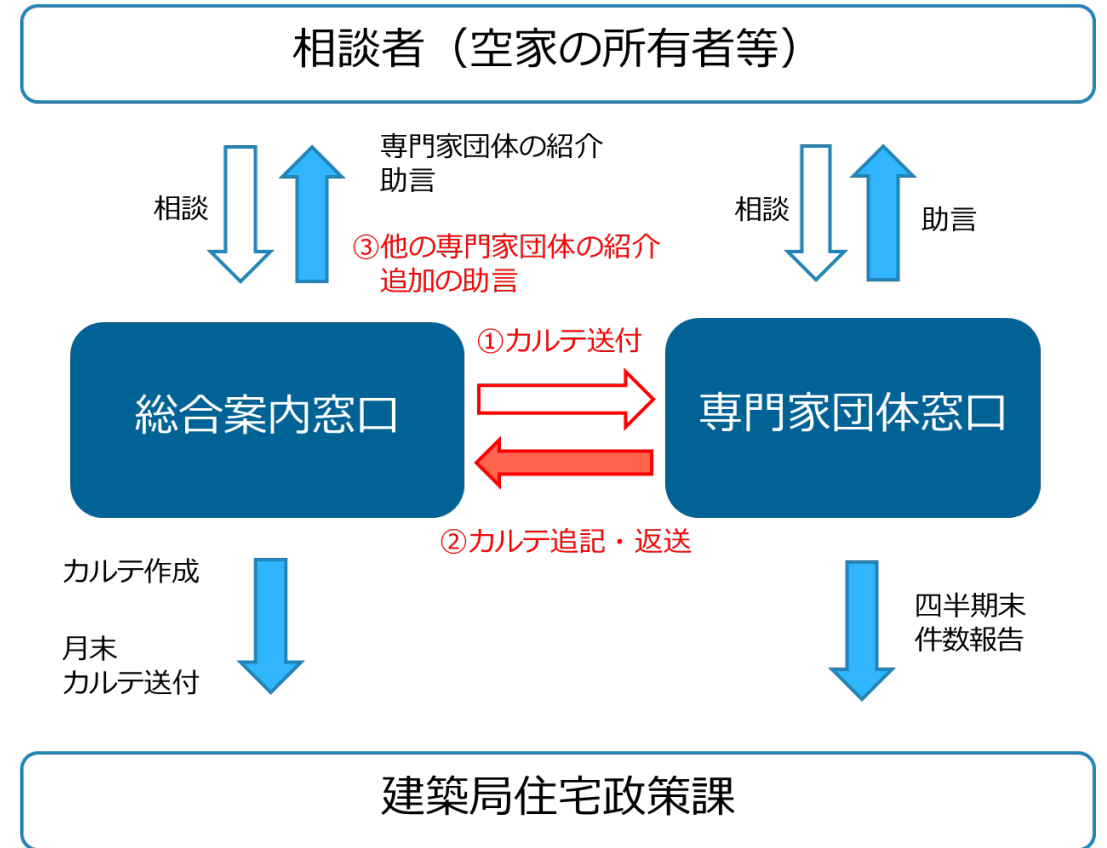
- 不動産
- 相続
- 地域活用
- 管理
- 建築
- 管理不全



空家の総合案内窓口と専門家団体の相談窓口の連携強化

実施内容 7年度6月～

- ①総合案内窓口で受けた相談内容をまとめたカルテを、紹介した専門家団体にメールで引き継ぎ
- ②専門家団体は、総合案内窓口からの紹介を受けた相談者の相談対応結果をカルテに記載し、総合案内窓口にもメールでフィードバック
- ③総合案内窓口は、相談結果を見て、他の専門家団体の紹介や追加の助言等が可能な場合は、相談者に連絡し、紹介や助言等を実施

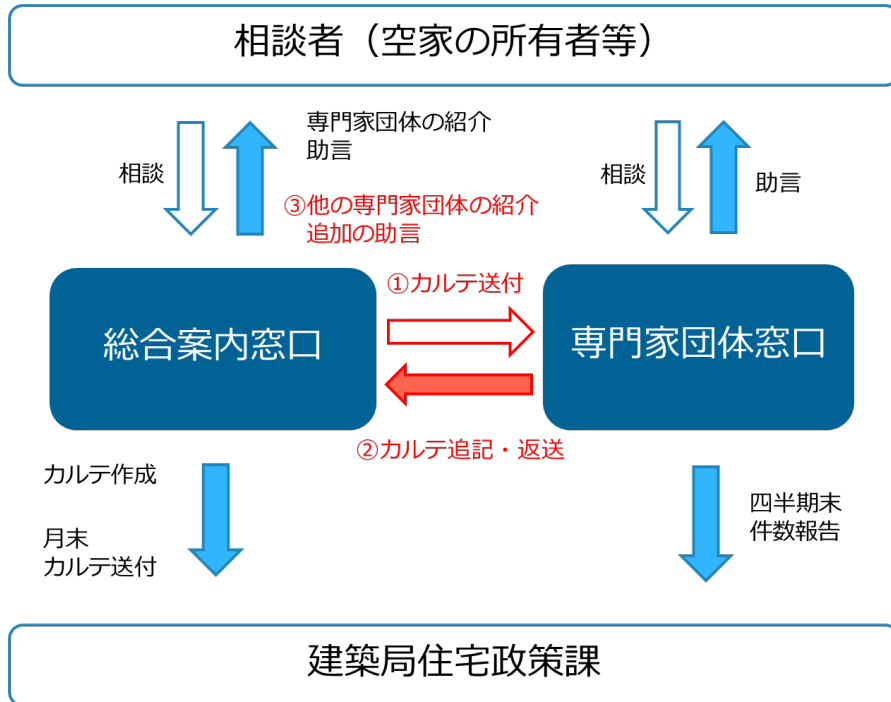


▲連携強化後のフロー

2 ワンストップで継続的な支援ができる相談体制の強化

空家の総合案内窓口と専門家団体の相談窓口の連携強化

7年度6月～運用開始



▲連携強化後のフロー

【運用状況】

相談内容	カルテ送付先	対応状況
売却予定の無い空家について、地域活用や一般的な賃貸等活用方法について幅広く相談したい。	<ul style="list-style-type: none"> ■神奈川県宅地建物取引業協会 ■全日本不動産協会横浜支部 	所有者立会いのもと、現地調査を実施。その後借り手候補者を紹介。
複数の所有者がいる遠方の空家の売却手続きについて知りたい。	<ul style="list-style-type: none"> ■神奈川県宅地建物取引業協会 ■全日本不動産協会横浜支部 	仲介会社を通じて、複数の買取会社から購入可能な価格を提示

2 ワンストップで継続的な支援ができる相談体制の強化

民間事業者等との連携によるワンストップ・伴走支援型空家の相談窓口の設置の状況

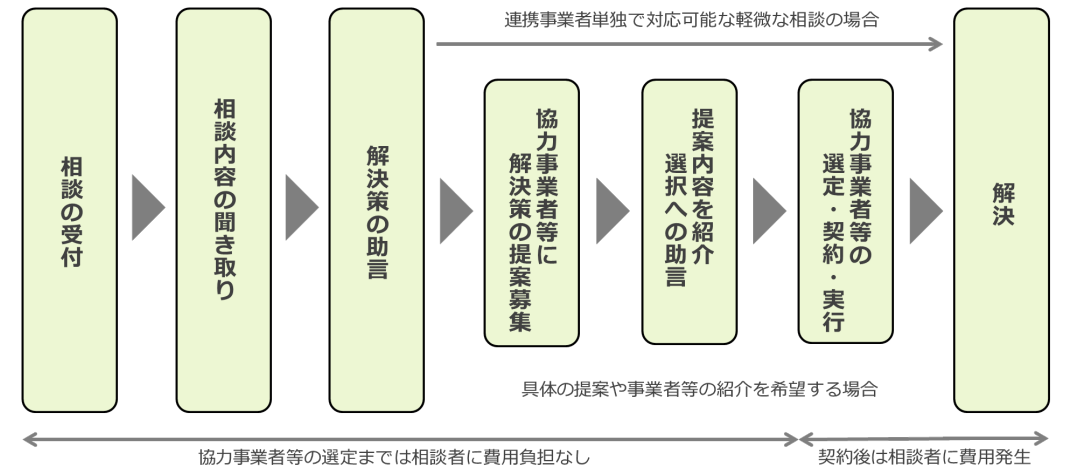
公募型プロポーザルの実施

時期				内容
令和7年	4月	22日	(火)	募集要項等公表
	5月	21日	(水)	参加意向申出締切 (7者申出)
	7月	22日	(火)	提案書提出締切 (4者提出)
	8月	19日	(火)	一次評価実施
	8月	28日	(木)	一次評価選定結果通知
	9月	11日	(木)	二次評価実施
	10月	2日	(木)	二次評価選定結果通知 評価選定結果公表
連携事業者として 空き家活用株式会社 を選定				
	12月	25日	(木)	協定締結
令和8年	2月	(予定)		関係団体連絡会にて 協力事業者等の登録に関する説明
	3月	(予定)		相談窓口開設 (協議中)

協定による主な連携事項

- ・相談窓口の設置・運営
- ・提案を募る協力事業者等の登録
- ・セミナー開催等による啓発活動

相談窓口のフロー



2 ワンストップで継続的な支援ができる相談体制の強化

民間事業者等との連携によるワンストップ・伴走支援型空家の相談窓口の設置の状況

空き家活用株式会社の概要

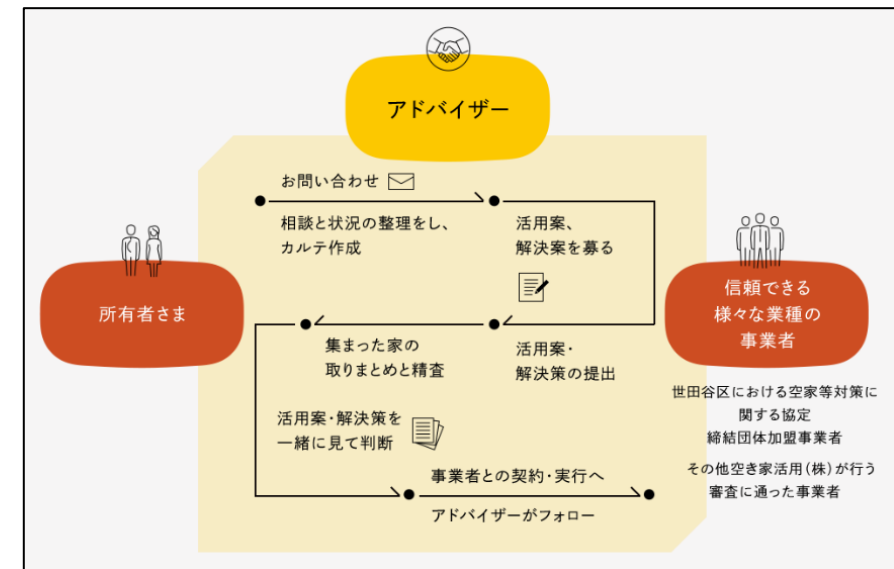
本社所在地 東京都港区赤坂八丁目5番40号
代表者 代表取締役 湯浅 巖 氏

主要事業

- ・自治体向け空き家問題対策基盤「アキカツプラットフォーム」の提供
- ・空き家所有者の相談窓口事業「アキカツカウンター」の提供
- ・空き家に対する新しい利活用モデルの開発、提案

自治体との連携等実績（令和7年11月時点）

- ・ワンストップ・伴走支援型相談窓口の構築・運営（16自治体 世田谷区、神戸市等）
- ・空家等管理活用支援法人の指定による自治体支援（3自治体 茨城県常総市等）
- ・空家等実態調査業務受託（9自治体 大磯町等）



▲せたがや空き家活用ナビの流れ

地域ケアプラザ等での住まいと空家に関する出張講座の開催（7年度実績・予定）

7年度は、これまでの「『わが家』の終活ノートの書き方講座」に加え、「税理士による空家化予防講座」を新設 7つの会場で開催

「わが家」の終活ノートの書き方講座					
開催日	所在	会場	講師	参加者	参加者の声
10月27日	戸塚区	深谷俣野地域ケアプラザ	神奈川県行政書士会	21名	地域で活躍する専門家を知ることができるのがよい。講師の「前向きに生きるための準備」というコメントに勇気づけられた
11月10日	青葉区	荏田地域ケアプラザ	神奈川県司法書士会	6名	
11月26日	緑区	中山地域ケアプラザ	神奈川県行政書士会	12名	遺言書の大切さ、自筆と公正証書の長所短所を理解できた
12月2日	港南区	日限山地域ケアプラザ	神奈川県司法書士会	17名	
2月16日	港北区	日吉地区センター	神奈川県行政書士会		
税理士による空家化予防講座「相続と成年後見制度」					
開催日	所在	会場	講師	参加者	参加者の声
9月25日	港北区	下田地域ケアプラザ	東京地方税理士会	14名	税理士さんへ依頼することへの敷居が下がりました
10月29日	金沢区	西金沢地域ケアプラザ	東京地方税理士会	4名	



▲深谷俣野CP開催の様子



▲下田CP開催の様子

「高齢者福祉保健事業のあんない」に空家の総合案内窓口の情報掲載

市のホームページで公開されている「高齢者福祉保健事業のあんない」に、6年度から空家の総合案内窓口の情報を掲載開始

令和7年度
高齢者保健福祉事業のあんない

横浜市では、介護保険サービスとは別に、高齢者の方が、いつまでも自分らしく安心して暮らせるように、さまざまな保健や福祉に関する事業を実施しています。
 住み慣れた横浜で、いつまでも自分らしく暮らすために、ご利用ください。

▶ 『高齢者保健福祉事業のあんない』はこちら

横浜市 高齢者保健福祉事業

介護保険制度に関するサービスの内容・利用方法などは、
 『介護保険総合案内パンフレット（ハートページ）』をご覧ください。

▶ 介護保険制度に関するご案内はこちらから（横浜市HP内で検索してください）

※ハートページの冊子版は各区役所高齢・障害支援課等の窓口・市民情報センター等で配布しています。

横浜市 健康福祉局 高齢健康福祉部

No.46	空家の総合案内窓口
<p>空家に関する所有者等からの一般的な相談を、電話か窓口で受け付けています。費用は無料ですので、まずはお電話ください。居住中の方からの、空家にしないための相談も受け付けています。専門的な相談が必要な場合は、適切な専門家団体を紹介します。</p> <p>【所在地】横浜市神奈川区栄町8-1 ヨコハマポートサイドビル 横浜市住宅供給公社6階</p> <p>【受付時間】10時～17時 定休日は、土日、祝日、年末年始</p>	
窓口	横浜市住宅供給公社 住まい・まちづくり相談センター「住まいるイン」 451-7762

▲ 「高齢者福祉保健事業のあんない」掲載内容

ハートページへの住まいの終活等に関する情報掲載

6年度から、本市の介護保険総合案内パンフレット「ハートページ」に、住まいの終活の啓発や空家の相談窓口に関する情報の掲載を開始

横浜市・コラム

大切な“わが家”の将来を考えてみませんか？

思い出のある“わが家”の将来を想像したことはありますか？ご自身が住まなくなった後、誰かが住むのか、それとも空き家になってしまうのか。空き家となった場合、その管理はどうするのか。いざという時のために、“わが家”の将来を考えておきましょう！

■住まいの終活ノートの活用

住まいの終活ノートは、“わが家”の情報や“わが家”の将来に対する意志、思いを書き込むことができる、住まいに重点を置いたエンディングノートです。右記の二次元コードから、神奈川県居住支援協議会が作成した「空き家にしない『わが家』の終活ノート」がダウンロードできます。現在お住まいの“わが家”の今後について、このノートをきっかけにご家族でお話しください。



■専門家団体による相談窓口への相談

住まいの終活ノートを記入する中で気づいた、住まいの相続や登記、境界、成年後見などの様々な問題について、専門家団体の相談窓口を無料で利用することができます。下記の連絡先を御参照ください。

住まいの相続、成年後見等権利関係の整理、住まいをめぐる紛争の解決に関すること

神奈川県弁護士会

電話 045-211-7719

受付時間 月～金曜日（祝日を除く）

9:30～16:30（12:00～13:00を除く）

土地・建物の相続登記、成年後見等に関すること

神奈川県司法書士会

電話 045-641-1389

受付時間 30分/件 月～金曜日（祝日を除く）

13:00～16:00

建物の表題・変更・滅失登記、境界の調査・確認に関すること

神奈川県
土地家屋調査士会

電話 045-312-1177

予約 月～金曜日（祝日を除く）9:00～17:00

相談時間 30分/件 毎週水曜日（祝日を除く）

■空家の総合案内窓口への相談

何を相談したらよいかわからない場合は、空家の総合案内窓口をご活用ください。空家にしないための相談も受け付けています。費用は無料ですので、まずはお電話ください。専門的な相談が必要な場合は、適切な専門家団体を紹介します。

電話番号	受付時間	場所	運営
045-451-7762	10時～17時 【定休日】 土・日・祝日・年末年始	ヨコハマポートサイドビル4階 住まいるイン 横浜市神奈川区栄町8-1	横浜市住宅供給公社

お問合せ先 横浜市建築局住宅政策課空家担当
電話 045-671-4121
FAX 045-641-2756

横浜市 空家対策

検索




▲ 「ハートページ」掲載内容

4 地域ごとの課題や特性を踏まえた予防対策

空家の無料相談会等の開催（7年度実績・予定）

協定を締結している専門家団体の協力のもと、空家の無料相談会を市庁舎・南区役所で開催、また、持続可能な住宅地推進プロジェクトの一環として、民間事業者との連携による「空家・住まいの終活無料相談会」を開催。その他、栄区は独自で2回の無料相談会等を開催

	空家無料相談会		空家・住まいの終活無料相談会	栄区（区独自開催）		
日程	10月23日	1月17日	11月29日	8月1日	12月7日	
会場	市役所	南区役所	ジョイナステラス3	SAKAESTA	栄区役所	
プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理から相続、利活用にわたる複合的な空家のお悩みを解決するため、相談者1組に対し、3名の専門家が同時に相談に対応する個別相談 		<ul style="list-style-type: none"> ● セミナー 家族信託と成年後見 空家・住まいの終活に活用できる各種サービス ● 個別相談 	<ul style="list-style-type: none"> ● セミナー 「わが家」の終活ノートを使ったワークショップ ● 個別相談 	<ul style="list-style-type: none"> ● セミナー 自宅と実家の片づけスッキリ講座 ● 個別相談 	
参加者（延べ数）	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別相談 8組 			<ul style="list-style-type: none"> ● セミナー 10名 ● 個別相談 9組 	<ul style="list-style-type: none"> ● セミナー 6名 ● 個別相談 1組 	<ul style="list-style-type: none"> ● セミナー 69名 ● 個別相談 9組

空家の無料相談会等の開催（相談体制強化後の実績 市役所開催分）

当日アンケート

- 参加者は60代の子世代が中心 80%以上の方が満足度が高いと回答

- 空家の3000万円控除や贈与の手法、賃貸とする場合の耐震改修について伺うことができた
- 住宅のメンテナンス等、不安要素が多数あったが、アドバイスにより不安が解消し対策を検討できた

相談員コメント

- 複数の専門領域にわたる助言をその場で得られるため、相談者の満足度も高そうだった
- 相談時間、相談員の人数もちょうどよいまとまりの単位だと感じた

1か月後フォローアップアンケート

回答あり	8組 ・参加者全員
継続相談を検討	3組
継続相談済み	1組

フォローアップ

- 将来に向けた相談が多かったため、相談会当日で満足された方が多数
- 一部、専門家団体の相談窓口の紹介やリフォームに関する相談について住まいの相談窓口の紹介を実施

区役所と地元企業が空家対策に係る連携協定を締結

区役所と地元企業が連携協定を締結し、地域の特性に応じた空家化の予防や空家の流通・活用、空家の適切な管理に向けた取組を連携して実施

	旭区	神奈川区	南区
締結日	令和5年12月13日	令和6年1月31日	令和6年11月29日
有効期間	令和8年3月31日	令和9年3月31日	令和8年3月31日
相手	三井住友信託銀行(株)二俣川支店	スタートライン(株)	(有)マックホーム
対象地区	旭区全域 (当初は2連合に限定)	神奈川区全域 (当初は地区を限定)	南区西部地区
主な連携内容	<p>【市】 自治会町内会へ連携内容の周知</p> <p>【自治会町内会】 空家の物件情報を三井住友に提供</p> <p>【三井住友信託銀行】 所有者調査のうえ、空家等の状況、市補助制度、提供できる支援の案内を空家所有者に送付</p>	<p>【市】 本取組の周知</p> <p>【スタートライン】 ・土地、建物の処分等にお困りの方に対する無料の相談・支援の実施 ・相談会、セミナーなどにおける講演や相談の対応 ・本取組の周知</p>	<p>【市】 本取組の周知</p> <p>【マックホーム】 ・空家の活用や処分に関する無料の相談・支援の実施 ・相談会・セミナーなどにおける講演や相談の対応 ・本取組の周知</p>

データ分析等による効果的な対策の検討

6年度は、都心部、郊外部の各モデルとして南区、栄区を選定し、データ分析等による効果的な対策の検討方法を立案。7年度は、当該方法に基づき、データ分析を行い対策を検討

	1 郊外部の駅周辺スプロール市街地における空家等対策の検討	2 郊外部の戸建住宅団地における空家等対策の検討
分析範囲	郊外部の駅徒歩圏 かつ 道路基盤不良エリア	郊外部の駅徒歩圏外 かつ 道路基盤良エリア
分析内容	<p>①データ分析</p> <ul style="list-style-type: none"> 空家の分布状況の把握（水道メーターデータ、管理不足空家データベース、特定空家に認定された空家） <p>②モデル地区での即地的な調査・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> 把握した空家が実際に空家かどうかの確認 空家の概要（敷地面積・形状、建築年次、接道状況等） 地区内の戸建住宅の販売状況、賃料の状況 居住世帯の状況（年齢構成、世帯構成、人口増減等） 生活利便機能の立地状況 等 	<p>①データ分析</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者のみ世帯の割合、高齢者人口割合、老年化指数等 建物の建築年次 <p>②モデル地区での即地的な調査・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> 空家の分布 居住者の状況（世帯構成、年齢構成、人口増減等） 地区計画や建築協定等、建築ルールの設定状況 地区内の戸建住宅の販売状況、賃料の状況 生活利便機能の立地状況 等
対策の検討	戦略的、効果的な空家の流通・活用促進策の検討	<ul style="list-style-type: none"> 戦略的、効果的な空家化・管理不足空家化の予防施策の検討 戦略的、効果的な空家の流通・活用促進策の検討